

1 法定料金

1 認知症対応型共同生活介護 1ユニット【東京都23区】利用料金

■当ホーム入居者共通の項目 ※2018年8月より、2割負担者のうち特に所得の高い層（年金収入等340万円以上）の自己負担割合が3割に変更となります

サービス内容略称	単 位	全額負担金	介護保険適用時の自己負担額		
			1割負担	2割負担	※3割負担
要支援2	755単位	¥8,229	¥823	¥1,646	¥2,469
要介護1	759単位	¥8,273	¥828	¥1,655	¥2,482
要介護2	795単位	¥8,665	¥867	¥1,733	¥2,600
要介護3	818単位	¥8,916	¥892	¥1,784	¥2,675
要介護4	835単位	¥9,101	¥911	¥1,821	¥2,731
要介護5	852単位	¥9,286	¥929	¥1,858	¥2,786
1日につき ※1ユニットの場合					
医療連携加算Ⅰ	39単位	¥425	¥43	¥85	¥128
1日につき ・グループホーム従業員または他医療機関、訪問看護ステーションに在籍する看護師と連携し、24時間連絡体制を確保していること ・入居者の状態が急変あるいは重度化した場合の対応指針を別途定め、その内容を入居者及び家族に説明し同意を得ていること					
口腔衛生管理体制加算	30単位	¥327	¥33	¥66	¥99
1日につき ・歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に口腔ケアに係わる技術的助言及び指導を月一回以上行っていること					
サービス提供体制強化加算Ⅰ(口)	12単位	¥130	¥13	¥26	¥39
1日につき ・介護職員総数の内、介護福祉士が50%以上配置されていること					
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3単位	¥32	¥4	¥7	¥10
1日につき ・認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者が、入所者・入居者の1/2以上 ・認知症介護実践リーダー研修終了者を、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者が20人未満の場合は1名以上配置し、20人以上の場合は10又はその端数を増すごとに1名以上を配置 ・職員間での認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導会議を定期的実施					

介護職員処遇改善加算Ⅰ	算定した単位数(基本サービス費に各種加算を加えた総単位数)の11.1%が加わります
-------------	---

■入居者個別対応での算定加算項目

サービス内容略称	単 位	全額負担金	介護保険適用時の自己負担額		
			1割負担	2割負担	※3割負担
初期加算	30単位	¥327	¥33	¥66	¥99
1日につき ・入所した日から起算して30日以内の期間であること ・医療機関に1ヶ月以上入院した後、退院して再入居した場合					
入院時費用 ※1月に6日を限度として 所定単位数に代えて算定	246単位	¥2,681	¥269	¥537	¥805
1日につき ・入院後3ヶ月以内に退院が見込まれる入居者について、退院後の再入居の受け入れ体制を整えていること					
栄養スクリーニング加算	5単位	¥54	¥6	¥11	¥17
1日につき ・利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する計画作成担当者に提供した場合					
看取り介護加算（死亡日前4～30日）	144単位	¥1,569	¥157	¥314	¥471
看取り介護加算（死亡日前2～3日）	680単位	¥7,412	¥742	¥1,483	¥2,224
看取り介護加算（死亡日）	1,280単位	¥13,952	¥1,396	¥2,791	¥4,186
1日につき ・入居者本人及び家族の意向を尊重しつつ看取りの体制を構築し、看取りに向けた手厚い介護の実施を図ることを目的 ・医師が医学的見地に基つき「回復の見込みがない」と診断した入居者であること ・PDCAサイクルを推進することを要件とし、本人または家族の同意及び他職種（医師・看護師・介護職員等）協力のもと、利用者にかかる介護計画を作成していること					
若年性認知症利用者受け入れ加算	60単位	¥654	¥66	¥131	¥197
1日につき ・受け入れた若年性認知症利用者ごとに担当者を定め、そのものを中心に、当該利用者の特性やニーズに応じサービス提供を行った場合					

家賃	¥55,000／月
----	-----------

- ① 減価償却費を含みます。
- ② 途中入退所の場合は、日割り（月30日とする）計算とし、入所時は荷物搬入日から、退所時は荷物搬出日までで計算します
- ③ 在籍中の外泊や入院等による不在の場合も、減額しません

共益管理費	¥6,500／月
-------	----------

- ① 共益費に含まれるものは、概ね次の通りです。
 - ・共用設備の保守維持費（エレベーター保守・消防設備点検・リフト保守・建物設備点検など）・共用部分の消耗品費・経常的な補修費
 - ・委託費（ワックス清掃・エアコン清掃・日常のゴミ処理等）・自治会費・新聞購読費・地域での行事費・その他敷地及び共用部分等の通常の管理に要する費用
- ② 途中入退所の場合も全額徴収します。

光熱水費（電気、ガス、水道料）は、実費按分負担とします。

- ① 電気・ガス料金は、1ヶ月分の総額を利用者数で按分負担します。
- ② 水道料金は、2ヶ月分の総額を利用者数で按分負担します。
- ③ 途中入退所の場合も減額いたしません。
- ④ 個別メーターがなく個別の清算ができないので、全体の経費を按分負担していただきます。"

食費は、実費按分負担とします。

- ① 食に関する一切の経費（食材、調味料、嗜好品、出前、外食、非常食など）です。
- ② 入院・外泊等により3食（朝・昼・夕）全部を食べなかった場合のみ徴収しません。
- ③ 食費の実費相当額の計算方法は下記の通りとします
 - 【（月の食費合計-※施設負担額）÷全入居者延べ日数×利用者月入所延べ日数】
 - ※ 施設負担額＝1日当たり600円（朝食代200円・夕食代400円）＊月日数＋職員食費

概ね以下のものについては本人、家族等の負担とします。

・排泄用品（オムツ等）で個人が使用する物・日用品で個人が使用する物（衣類、履物、雑貨、化粧品、歯磨き粉、歯ブラシなど）・居室で使用する調度品（カーテン、絨織、家具類、寝具、電化製品など）・医薬品等で個人が使用する物・レクリエーション費（個人を対象にしたレクリエーションに必要な経費）交通費、入場料など・レクリエーション、受診などに職員が付き添う場合の経費（交通費、入場料など）・（例）2名の利用者に1名の職員が付き添った場合は、経費は利用者2名で按分負担・帰宅欲求により外出した時の経費（交通費）・個人が購読する新聞、雑誌等購読料（業者と家族との直接契約とします）・個人が契約する電話の電話料金（業者と家族との直接契約とします）・理美容料金（理美容院を利用した場合）・賽銭、個人の郵便・宅配などにかかる経費・行政への手続代行にかかる交通費、郵送費等・個人記録の複写にかかる経費・その他個人に必要な機器具（介護器具など）・その他、上記に含まれない、個人のために供する物品等

利用者の金銭等の保管管理について

- （1）事業者は、利用者の現金および預貯金については、原則として管理しません。また、財産の管理運用についても、これを行いません。
- （2）事業者は、前項の規程にかかわらず、利用者及び家族から依頼のあった場合、日常生活に必要な金銭等に限った保管管理を、便宜的に行うことがあります。
- （3）前項の場合において、利用者の金銭等の保管管理に関する詳細は、事業者が別途定める取扱規程によります。

器物破損等の弁償について

利用者が、故意に事業者の器物等を破損した場合は、利用者が弁償するものとします。

退所時の居室現状復帰について

利用者は、使用した居室を使用前の状態に復帰して退所します。その場合にかかる費用は、利用者の負担とします。

- ① 畳は、原則張り替えて退所していただきます。
- ② 襖や障子を破損した場合は、張り替えて退所していただきます。
- ③ 壁や床など構造材等の経年劣化は、その限りではありません。